

報道関係者各位

令和7年11月26日

【照会先】

山口労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 原田 直哉

労働紛争調整官 刀根 基昭

電話 (083) 995-0390

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

－職場でのハラスメント防止措置は雇い主の義務です－

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるのはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施することとしています。

山口労働局（局長 ^{すずき}鈴木 ^{てるみ}輝美）では、今後、以下を実施し、ハラスメントのない社会の実現に向けて取り組みます。

1 ハラスメント予約相談会〔資料1〕

事業主、人事労務担当者、労働者からの相談にお応えします。

実施日と会場は、次のとおりです。

○宇部会場 令和7年12月16日（火）10：30～15：00（宇部労働基準監督署 相談室）

○山口会場 令和7年12月18日（木）10：30～15：00（山口公共職業安定所 1階相談室）

○下松会場 令和7年12月22日（月）10：30～15：00（下松労働基準監督署 1階会議室）

－問合せ先－

山口労働局 雇用環境・均等室 電話 083-995-0390

2 県内各所に広報を実施〔資料2及び3〕

山口県内の労働基準監督署、ハローワーク他、県庁、市役所、連合山口等へのポスター掲示等を依頼し、県内で幅広くハラスメント撲滅月間の広報を実施します。

〔添付資料〕

資料1 ハラスメント撲滅月間「ハラスメント予約相談会」

資料2 ポスター「No!カスハラ」

資料3 ポスター「No!就活セクハラ」

ハラスメント撲滅月間

ハラスメントを受けている方
管理職の方、人事担当の方。
それぞれにとって、**職場のハラスメント**
が与える影響は深刻です。



<出典>



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



ハラスメント予約相談会

無料です。匿名相談も可能です。

宇部

令和7年**12月16日**（火）10:30～15:00
宇部労働基準監督署 相談室
宇部市新町10-33（宇部地方合同庁舎 4階）

申込締切
12/9

山口

令和7年**12月18日**（木）10:30～15:00
山口公共職業安定所 1階 相談室
山口市神田町1-75

申込締切
12/11

下松

令和7年**12月22日**（月）10:30～15:00
下松労働基準監督署 1階 会議室
下松市西市2-10-25

申込締切
12/15

お問い合わせ

山口労働局 雇用環境・均等室

〒753-8510 山口市河原町6-16 ☎（083）995-0390

どのような相談ができますか？

- 職場でのハラスメント防止のための取組
- セクシュアルハラスメント
- 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメント
- 職場で受けているパワーハラスメントなどについてご相談いただけます。

<相談例>

企業担当者

- ・社内でのハラスメント対応
- ・法令に基づく規定作成方法など

労働者

- ・仕事でミスをしたところ、複数の労働者がいる前で「新人でもできる仕事だ」と言われた。

お申込みについて

ご予約は、「電話」もしくは「メール」にてお願いします。

【ご予約申込先】

山口労働局雇用環境・均等室

電 話：083-995-0390

⇒「**ハラスメント予約相談会**」とお申し出ください。

◎午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いします。

メー ル：35roudou-f1@mhlw.go.jp

⇒件名は「**ハラスメント予約相談会**」としてください。

お申込みの際、以下の点をお知らせ願います

- (1) ご希望の**会場**と**お時間**（相談時間は1時間程度です。）
 - ・宇部会場（12月16日） ・山口会場（12月18日）
 - ・下松会場（12月22日）
- (2) ご相談を受けられる方の**お名前**（匿名を希望の場合はその旨をお知らせください。）
- (3) 労働局からご連絡を差し上げる際の**連絡先**（電話番号等）
- (4) ご相談を受けられる方の**お立場**
 - ・労働者（退職者を含む）
 - ・事業主・会社関係者
 - ・その他（ご家族等）
- (5) ご相談の簡単な内容（ハラスメントを受けている、退職に追い込まれた等）

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に

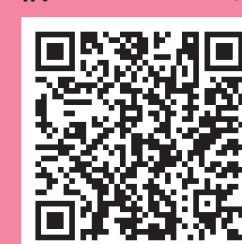


NO! カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



12月は職場のハラスメント撲滅月間です 2025年12月10日(水)、 職場におけるハラスメント対策シンポジウムを オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすみましょう。



ハラスメント対策の総合サイト

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント



「希望」の会社を「失望」に変えない



NO!

一緒に食事に行かない?

NO!

恋人はいるの?

NO!

個人のSNSアカウントを教えて

NO!

すごくスタイルいいね!

就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、
 職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
 オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめてください。



ハラスメント対策の総合サイト

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント
